

売買取引基本契約

ベビーファーストシューズ協会®（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、ベビーシューズ組み立てキット（以下「本件商品」という）につき、以下のとおり継続的売買取引基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、以下の条項にしたがい、本件商品を継続的に売り渡し、乙はこれを買受ける。

第2条（適用範囲）

本契約は、甲乙間において締結される個別契約（以下「個別契約」という）に適用する。

2 個別契約において、本契約と異なる内容の条項を定めた場合、当該条項が優先されるものとする。

第3条（個別契約）

本件商品の品名、数量、単価、代金総額、納期、納入場所、発注日、その他の取引条件は、甲乙協議のうえ、個別契約で定めるものとする。

2 個別契約は、乙が前項の事項を記載した発注書（メールを含む）などにより甲に申し込みを行い、甲がこれを承諾することにより成立する。

第4条（納入）

甲は、個別契約にしたがって、納期に納入場所に本件商品を納入する。

2 甲は、前項の納入をすることができない事由が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、直ちにその事由、納入予定などを乙に申し出、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

3 納期に本件商品が納入されなかった場合、甲は乙に対し、乙の被った損害を賠償するものとする。ただし、その損害につき乙の責めに帰すべき事由があるときは、その範囲において甲はその責任を負わないものとし、不可抗力によるときは、甲乙協議のうえ、甲の責任を決する。

第5条（検査・検収）

乙は、本件商品が納入されたあと、直ちにその仕様、品質、数量などの検査を行う。検査基準については、甲乙別途協議して書面をもって定めるものとする。

2 乙は、本件商品が前項の検査に合格した場合、甲に対して検収通知（メールを含む）を交付することをもって合格を通知しなければならないものとし、この通知がなされたときに本件商品の引渡しは完了し、所有権は移転するものとする。

3 乙は、本件商品が第1項の検査に合格しなかった場合、甲に対し、その理由を記載した書面（メールを含む）をもって不合格を通知するものとし、甲は、この通知を受けたときは、無償で修理、代品または数量不足分の納入、その他の乙の指示する措置をとらなければならない。

4 乙が甲に対して、本件商品の納入後3日以内に、合格または不合格の通知をしない場合、本件商品の納入時に本件商品について検査に合格し、引渡しが完了し、所有権は移転したものとする。

第6条 (危険負担)

本件商品の所有権が移転する前に、本件商品の全部または一部が滅失もしくは損傷した場合、乙の責めに帰すべき事由による場合を除いて、その損害は甲が負担する。

第7条 (代金の支払い)

配送料及び代金の振込手数料は乙の負担とする。

2 乙は甲に対し、毎月末日までに所有権が移転した本件商品の代金を翌月 10 日までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

3 甲は月初5営業日以内に乙に請求書を送付するものとする。

第8条 (契約不適合責任)

乙が本件商品の引渡しを受けたときから1年以内に、引渡し時の検査においては容易に発見できなかった瑕疵を発見したときは、甲は乙の指定にしたがい、無償で、修理、代品の納入、または代金の減額の措置をとらなければならない。

第9条 (権利の譲渡禁止など)

甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供してはならない。

第10条 (解除)

甲または乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告および自己の債務の履行を提供しないで、直ちに本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しなどの処分を受けたとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準ずる手続が開始されたとき
- (3) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始の申立てをなし、またはこれらの申立てがなされたとき
- (5) 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
- (6) その他、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき

第11条 (合意管轄)

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲府地方裁判所または甲府簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲乙の一方から他方に対し、本契約を終了する旨を書面をもって通知しないかぎり、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県北杜市長坂町大八田6610-1
ベビーファーストシューズ協会 ⑩

乙 法人名
⑩

- ※ ボールペンで記入をお願いします。日付は資料の記入日になります。
- ※ ダウンロードして2部印刷し、記入・押印をお願いします。2部とも協会へ送付してください。
- ※ 協会・受講生1部ずつ保管するものとします。